資料２

府中市コミュニティバス検討会議設置要領

制定平成２７年６月２６日

（趣旨）

第１条　この要領は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバスの旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、地域公共交通会議を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　前条に規定する地域公共交通会議の名称は、府中市コミュニティバス検討会議（以下、「検討会議」という。）とする。

（協議事項）

第３条　検討会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

（２）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

（３）検討会議の運営方法その他検討会議が必要と認める事項

（検討会議の構成員）

第４条　検討会議は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する１７人以内をもって組織する。

（１）一般乗合旅客自動車運送事業に従事する者　１人

（２）一般乗用旅客自動車運送事業に従事する者　１人

（３）一般社団法人東京バス協会の職員　１人

（４）公募による市民　５人以内

（５）関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者　１人

（６）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の構成員　１人

（７）東京都北多摩南部建設事務所の職員　１人

（８）警視庁府中警察署の職員　１人

（９）学識経験を有する者　１人

（１０）市内の福祉団体の代表者　３人以内

（１１）府中市長又はその指名する者　１人

（委員の任期）

第５条　委員の任期は１年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）
第６条　検討会議に会長及び副会長を置く。
２ 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
３ 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
４ 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。
（検討会議の運営）
第７条　検討会議は、会長が招集する。
２　検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
３　会長は委員による協議が尽くされたと認められるときは、意見の集約を行い委員の承認を求めるものとする。
４　検討会議の協議は、前項の承認が認められたとき、協議が調ったものとする。
５　検討会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより会議の公平かつ円滑な運営が著しく阻害される恐れがあるときは、検討会議の決定により非公開とすることができる。
（協議結果の取扱い）
第８条　検討会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
（謝礼金）
第９条　市長は、検討会議に出席した委員に対して、予算の範囲内で謝礼金を支払うものとする。
２　前項の謝礼金は日額１１，０００円とする。
（庶務）
第１０条 検討会議の庶務は、生活環境部地域安全対策課において処理する。
（その他）
第１１条　この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮り定める。

付則
１　この要領は、平成２７年６月２６日から施行する。